

# Weekly Report

第518日号  
令和元年8月26日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 軽減税率の対象外となる「外食」Q&A

本年10月から消費税率引上げとともに実施される軽減税率制度において、飲食料品（酒類を除く）は適用対象ですが、「外食」や「ケータリング（顧客の指定場所で行う役務を伴う飲食料品の提供）」は対象外となります。

### Q. 軽減税率が適用されない「外食」とは？

A. 飲食に用いられる設備（テーブル、椅子、カウンター等）のある場所で飲食料品を飲食させるサービスの提供をいい、店内の飲食などは軽減税率の対象外となります。なお、飲食料品の持ち帰り販売・テイクアウトや、出前・宅配は軽減税率の対象です。

### Q. 屋台や移動販売車などの飲食料品の提供は？

A. 飲食設備がない場合や、誰でも座れる公園のベンチなどを顧客が利用する場合は、軽減税率の対象となります。一方、飲食設備を設置している場合や、事業者が設備設置者から使用許可等を受けている飲食設備を顧客が利用する場合は、対象外となります。

### Q. 注文した食事の残りを持ち帰る場合は？

A. 軽減税率の対象となる「持ち帰り」に該当す

るかは、その飲食料品の提供等を行った時点で判定するため、対象外となります。

### Q. 遊園地などの売店での飲食料品の販売は？

A. 施設内で食べ歩く場合や、売店の管理の及ばないベンチ等で飲食する場合は、単に店頭で飲食料品を販売しただけなので、軽減税率の対象となります。

### Q. ホテルのルームサービス等を利用した場合は？

A. ホテルが直接運営又はテナントであるレストランに飲食料品を注文し、客室に届けるようなルームサービスは、軽減税率の対象外です。なお、客室の冷蔵庫内の飲料（酒類を除く）は、対象です。

## 消費税免税店における販売手続の電子化

外国人旅行者等に対して通常生活の用に供される物品を一定の方法で販売する場合に消費税を免除して販売できる免税店（輸出物品販売場）において、書面による購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、来年4月から電子化されます。

これにより、書面による手続は廃止となり、購入者から提供を受けた旅券等の情報及び免税販売した物品等について記録したデータを、インターネット回線等を通じて国税庁が運用するシステムに接続し、送信することになります。

この改正は、免税店を経営する全ての事業者が対応する必要があります。なお、経過措置により、令和3年9月までは書面による手続が可能です。

## 10月から変わる郵便料金等の注意点は

消費税率の改定に伴い、10月から郵便料金が変わります（新料額の切手等は8月20日に発売）。例えば、定形郵便82円⇒84円、92円⇒94円、はがき62円⇒63円、速達料280円⇒290円などです。また、書留・ゆうパックなども変更されます（詳細は郵便局・ネットなどで確認）。切手などの買い置きに留意し、10月以降に旧料額の切手を使用する場合は差額分を貼り忘れないよう周知します（旧料額の切手等を新料額に交換する場合は、差額+1枚5円の手数料が必要）。